

高速道路沿道等における屋外広告物対策について

1. 現状

本県では、良好な景観形成等を目的とした和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年条例第 10 号。以下「条例」といいます。）に基づき、阪和自動車道の開通（昭和 49 年）を契機として高速道路、自動車専用道路（以下「高速道路等」といいます。）の沿道 300m の範囲内における屋外広告物の設置を原則として禁止してきました。

しかしながら、こうした規制は必ずしも遵守されず、また、県もこれに対して十分な措置を講じてこなかったこと等から、高速道路等の沿道において無秩序に違反広告物が設置されている箇所が存在しています。

- 【違反広告物の枚数】
約70枚～80枚（和歌山市内除く）
- 【主な設置場所】
高速道路に隣接する山林、畑
トンネル入り口横
- 【広告物の内容】
宿泊施設、工場、物販店舗
スポーツ施設、商品広告等



禁止区域（路端から300m以内）に設置された違反広告物の例

2. 今回の取組み

(1) 目的

本県は、世界遺産やジオパーク等多くの観光・文化資源を保有する観光立県であり、これらの資源を活用するためにも、現在、高速道路等の整備が順次進められています。また、和歌山県景観条例（平成 20 年条例第 21 号）等の活用により、景観資源を保全しつつ良好な景観形成に努めているところです。

こうした中、来県される皆様の利便性向上の観点から、高速道路等の沿道において、周辺景観と調和しつつ、わかりやすく統一感のある案内広告物を整備・誘導していく必要があると考えています。

今般、上記の問題意識とこれまで十分な措置を講じてこなかった反省を踏まえ、以下の取組みを進め、良好な景観形成及び来県される皆様の利便性向上を目指します。



広告物が乱立すると、沿道景観に悪影響を与えます



イメージ図※
景観に配慮し、集約化することにより、見やすくすっきりした印象を与えます

(※) 周辺景観との調和、集合化の一例のイメージ図

(2) 具体的な取組内容

① 高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

現行の条例では、和歌山市を除く和歌山県内を対象に、高速道路等の沿道 300m の範囲（路面から上）においては原則として屋外広告物の設置を禁止していますが、今般、一定の基準に適合する屋外広告物についてはその設置を認める方向で規制を見直します。

② 違反広告物の撤去指導

①に併せ、現行の規制に違反する広告物（現存するもの）の是正に関係市町と連携して取り組みます。

3. 今後の予定

2(2)の取組内容について、以下のスケジュールで進めていく予定です。

① 高速道路等の沿道における屋外広告物規制の見直し

高速道路等の沿道における屋外広告物の設置基準の詳細を検討するに際し、専門家の意見を参考にする観点から『和歌山県景観審議会屋外広告物専門委員会』（以下「専門委員会」といいます。）を設置することとします。専門委員会における議論を踏まえ検討を進め、パブリックコメント等を経た後、平成 29 年 4 月の施行を目指します。

また、上記基準の詳細内容を補足するとともに、設置許可主体となる市町村による円滑な制度運用を図る観点から、運用手引き（ガイドライン）の策定を目指します。

【専門委員会】

高速道路等沿道に設置を認める屋外広告物の内容、規格、デザイン等の詳細を検討するため、和歌山県景観条例第 22 条に基づき、和歌山県景観審議会の下に専門委員会を設置します。

専門委員会の委員は、以下の 4 名で構成します。

- 川角 典弘氏（和歌山大学システム工学部システム工学科空間デザイン研究室）
- 坂口 邦嗣氏（和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長）
- 永瀬 節治氏（和歌山大学観光学部観光学科）
- 藤本 秀樹氏（和歌山屋外広告美術協同組合）

② 違反広告物の撤去指導

本年 10 月を目処に違反広告業者等に対する指導に着手し、今年度末までに違反広告物を撤去するよう促します。なお、新施行規則の施行（平成 29 年 4 月）までに改善されない場合には、違反広告業者等に対して、条例に基づく撤去命令等を行います。

